

第8期 恵庭市
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

[令和3年度～5年度]

【概要版】



令和3年3月

目 次

1. 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画策定体制	2
4 他計画との関係性	2
2. 高齢者の現状と将来推計	3
1 高齢者の現状と将来推計	3
2 要支援・要介護認定者の現状と将来推計	5
3 日常生活圏域の設定	7
3. 高齢者保健福祉の目標設定	8
1 第8期事業計画の基本理念と基本目標	8
2 施策の体系	9
3 施策体系別計画	13
4. 地域密着型サービスの整備	16
1 地域密着型サービスの基盤整備と充実	16
5. 介護保険の費用の推計と保険料	18
1 保険給付費の見込み	18
2 第1号被保険者の保険料設定	20

1. 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

介護保険制度が施行された平成 12 年当時、約 900 万人だった 75 歳以上の高齢者は、令和 2 年 1 月 1 日現在では、約 1,822 万人にのぼり、制度開始後約 20 年で実に約 2 倍もの増加となっています。

また、いわゆる団塊世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には 2,179 万人になると推計されており、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を展望すると、高齢者の人口はピークを迎える一方、現役世代（担い手）の減少も顕著に表れることが予想され、「限られた人手で医療・福祉を支える体制を実現」することが必要とされます。

本市は、道内でも人口が増加しており、平均年齢が若く、要介護認定率も低いまちですが、高齢化の波は確実に押し寄せており、今後も医療や介護の支援を必要とする高齢者の増加が予想されます。

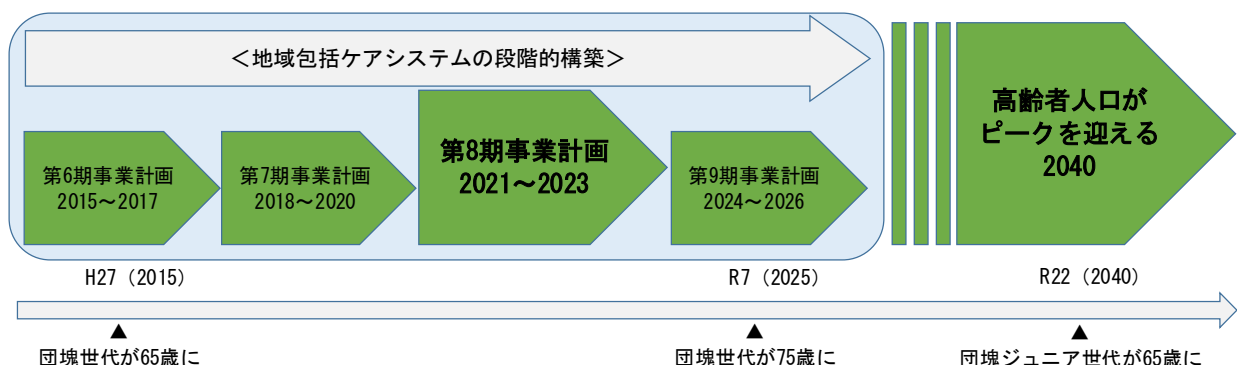
このような状況から、人口や要介護者の推計等から導かれる介護サービス需要の見込みを踏まえ、令和 7（2025）年及び令和 22（2040）年を見据えた中長期的な計画を推進していく必要があります。


住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を一層進めていくとともに、地域の医療・介護資源を有効に活用していき、在宅医療・介護の連携、認知症施策、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた施策の充実など、取り組むべき方策を明らかにするため、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間を計画期間とする『第 8 期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第 8 期事業計画」という。）』を策定します。

2 計画期間

第 8 期事業計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間とします。

【計画期間フロー】





1. 計画策定の趣旨

3 計画策定体制

1 社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会

第8期事業計画の策定にあたっては、保健・福祉・医療の関係者、介護サービス事業所や介護支援専門員、被保険者（公募の市民）、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等で構成される「社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会」（以下、「専門部会」という。）において、必要な審議を行います。

2 利用者及び市民等の意見反映

第8期事業計画の策定にあたり、要支援1・2の認定を受けている高齢者、または一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、要介護1～5の認定を受けている高齢者本人と家族等の介護者を対象とした「在宅介護実態調査」を行いました。

また、市内の介護サービス事業所等を有する事業者や職員に対し、「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」、「介護サービス施設整備等アンケート調査」を行ったほか、第8期事業計画（素案）を公開し、パブリックコメントを募集することで、第8期事業計画に広く住民の意見を反映するよう努めました。

4 他計画との関係性

1 北海道の計画

北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「北海道地域ケア体制整備構想」、「北海道医療計画」、「北海道保健医療福祉計画」等と調和を図り、近隣市町村と広域的な連携・協力を図り、施策の推進にあたります。

2 本市の他計画

本計画は、本市の最上位計画である「第5期恵庭市総合計画」（以下、「総合計画」という。）で目指すまちづくりの姿や視点に基づく基本目標や重点施策などを踏まえて策定します。

また、「恵庭市都市マスタープラン」や「恵庭市地域福祉計画」、「恵庭市障がい福祉プラン」、「恵庭市健康づくり計画」、「恵庭市地域防災計画」、「恵庭市水防計画」、「恵庭市住生活基本計画」等とも整合性と連携を図り策定します。

2. 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者数の推移

令和2年10月1日現在、住民基本台帳に基づく本市の人口は70,092人であり、このうち65歳以上の高齢者数は19,536人、高齢化率は27.9%となっています。

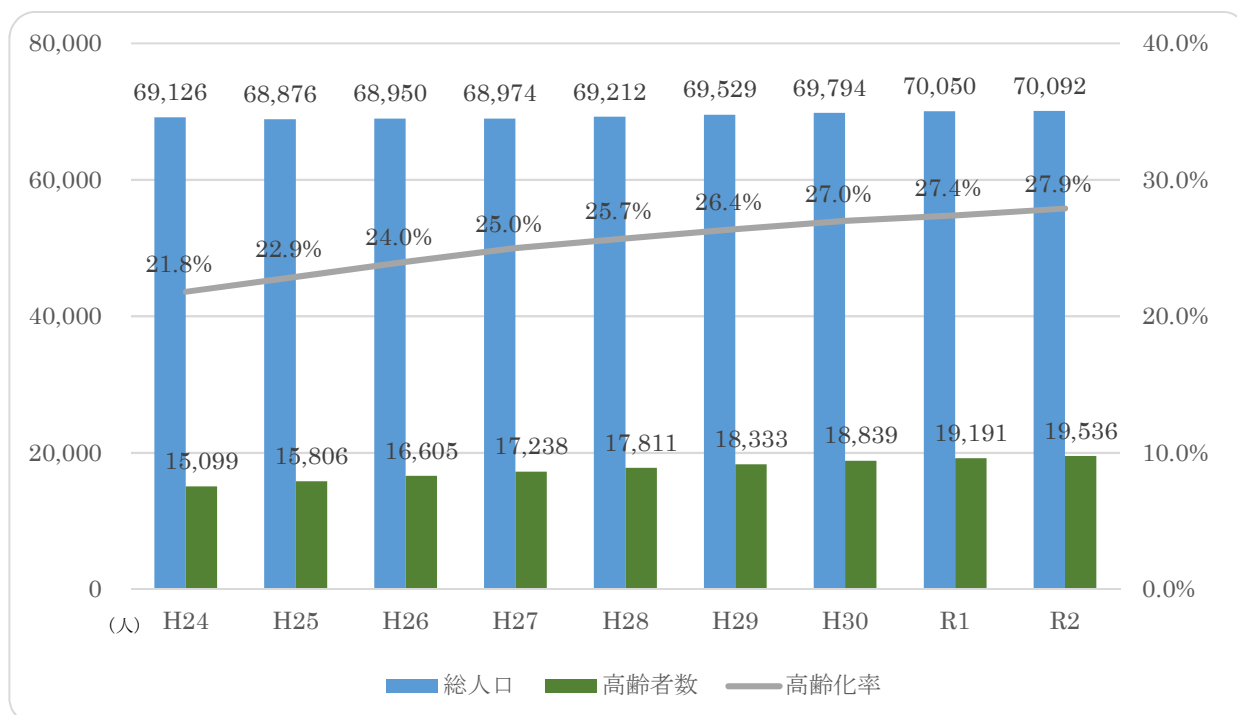
【高齢者数の推移】

〈単位：人〉

計画期間	第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(実績)			
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
総人口	69,126	68,876	68,950	68,974	69,212	69,529	69,794	70,050	70,092	
高齢者人口	人数	15,099	15,806	16,605	17,238	17,811	18,333	18,839	19,191	19,536
	高齢化率	21.8%	22.9%	24.0%	25.0%	25.7%	26.4%	27.0%	27.4%	27.9%
前期高齢者 (65～74歳)	人数	7,836	8,214	8,719	9,092	9,299	9,465	9,713	9,764	9,922
	比率	11.3%	11.9%	12.6%	13.2%	13.4%	13.6%	13.9%	13.9%	14.2%
後期高齢者 (75歳～)	人数	7,263	7,592	7,886	8,146	8,512	8,868	9,126	9,427	9,614
	比率	10.5%	11.0%	11.4%	11.8%	12.3%	12.8%	13.1%	13.5%	13.7%
40～64歳 人口	人数	23,917	23,844	23,662	23,539	23,505	23,520	23,550	23,689	23,668
	比率	34.6%	34.6%	34.3%	34.1%	34.0%	33.8%	33.7%	33.8%	33.8%

※各年10月1日時点

【高齢者数の推移グラフ】



※各年10月1日時点

2. 高齢者の現状と将来推計

2 高齢者数の将来推計

高齢者数の将来推計値を算出すると、令和4年度の高齢化率は28.9%、団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年度には30.4%となり、高齢者数も21,240人となることが予測されます。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度については、高齢化率が36.5%となり、高齢者数も24,089人となることが予想され、これは、恵庭市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となることを示しています。

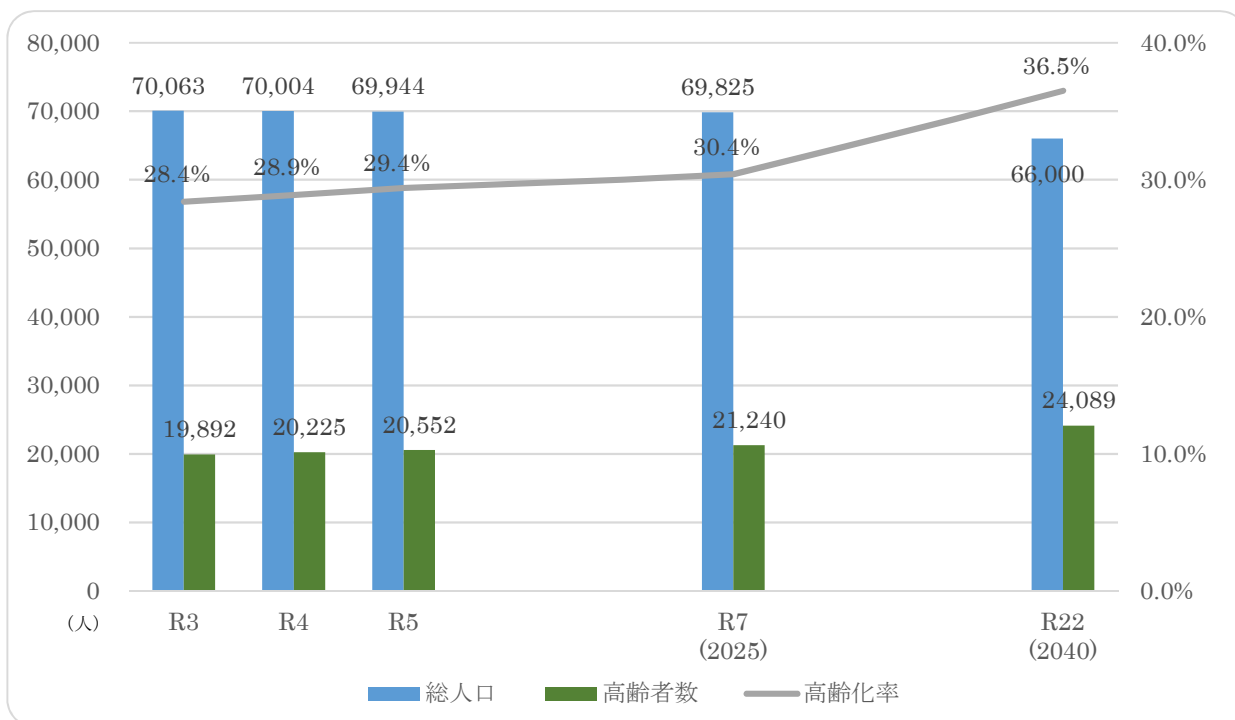
【高齢者数の将来推計】

計画期間	第8期計画(推計)			将来推計	将来推計	
	R3	R4	R5			
総人口	70,063	70,004	69,944	将来推計 R7 (2025) 69,825	将来推計 R22 (2040) 66,000	
高齢者人口	人数	19,892	20,225	20,552	21,240	24,089
	高齢化率	28.4%	28.9%	29.4%	30.4%	36.5%
前期高齢者 (65～74歳)	人数	9,727	9,505	9,290	8,896	9,792
	比率	13.9%	13.6%	13.3%	12.7%	14.8%
後期高齢者 (75歳～)	人数	10,165	10,720	11,262	12,344	14,297
	比率	14.5%	15.3%	16.1%	17.7%	21.7%
40～64歳人口	人数	23,535	23,408	23,281	23,026	18,802
	比率	33.6%	33.4%	33.3%	33.0%	28.5%

※各年10月1日時点での推計値

※推計値については、企画課作成による「2019 恵庭市人口ビジョン」をもとに算出。

【高齢者数の将来推計グラフ】



※各年10月1日時点

2 要支援・要介護認定者の現状と将来推計

1 要支援・要介護認定者数の推移

令和2年度の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は2,947人、認定率は15.1%となっています。平成28年度まで高齢者数と同様に認定者数も増加していましたが、本市では、平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を実施しており、要支援者の一部が予防給付から総合事業へ移行したことから、認定者数及び認定率が一時的に減少しています。

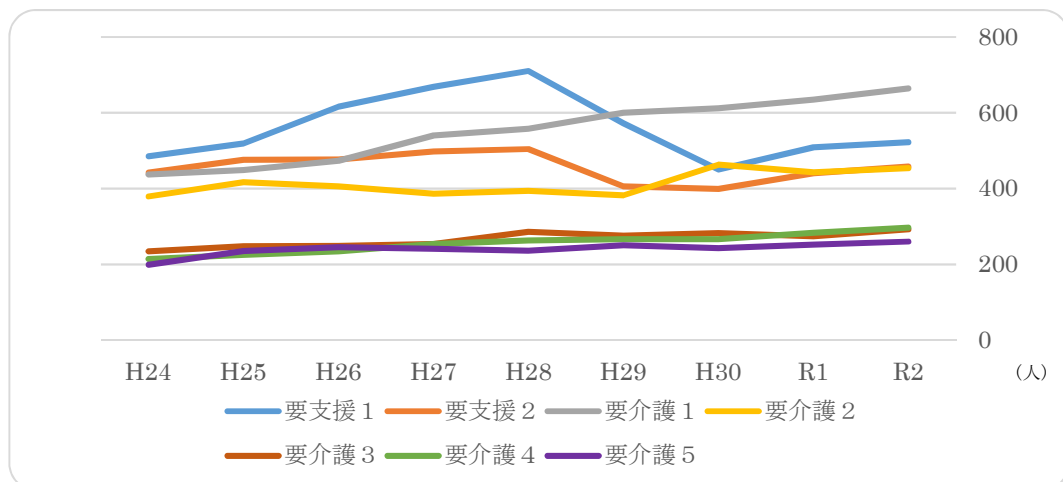
【要支援・要介護認定者数の推移】

<単位：人>

計画期間	第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(実績)			
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
第1号被保険者	要支援1	485	519	616	668	710	572	467	503	522
	要支援2	442	476	477	498	504	406	397	441	458
	要支援計	927	995	1,093	1,166	1,214	978	864	944	980
	要介護1	437	449	473	540	558	600	620	631	664
	要介護2	379	417	406	386	394	382	461	451	454
	要介護3	234	248	249	254	286	276	278	267	292
	要介護4	214	225	234	254	263	266	263	284	297
	要介護5	199	235	245	241	236	250	246	259	260
	要介護計	1,463	1,574	1,607	1,675	1,737	1,774	1,868	1,892	1,967
	計	2,390	2,569	2,700	2,841	2,951	2,752	2,732	2,836	2,947
	認定率(高齢者に占める割合)	15.8%	16.2%	16.3%	16.5%	16.6%	15.0%	14.5%	14.8%	15.1%
第2号被保険者	70	67	77	76	81	70	69	75	73	
合計	2,460	2,636	2,777	2,917	3,032	2,822	2,801	2,911	3,020	

※各年10月1日時点

【認定者数の推移グラフ】



※各年10月1日時点

2. 高齢者の現状と将来推計

2 要支援・要介護認定者数の将来推計

高齢化の進展と共に認定者数も増加し、令和7（2025）年度には3,473人、認定率は16.4%まで上昇することが予測されます。

【要支援・要介護認定者数の将来推計】

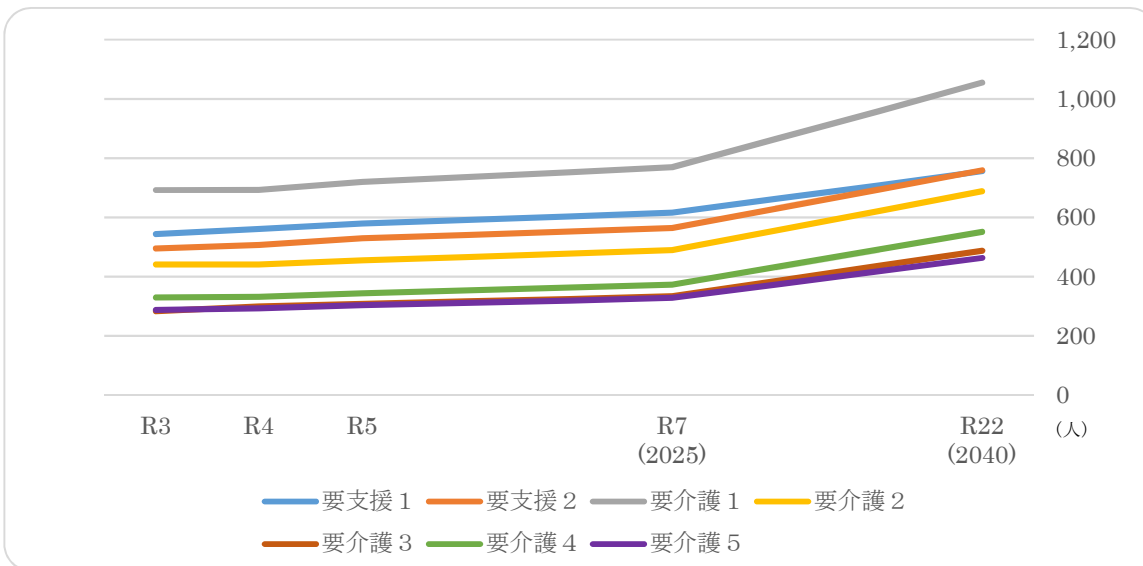
<単位：人>

計画期間		第8期計画(推計)			将来推計	
		R3	R4	R5	R7 (2025)	R22 (2040)
第1号被保険者	要支援1	543	561	579	616	756
	要支援2	495	507	529	564	759
	要支援計	1,038	1,068	1,108	1,180	1,515
	要介護1	692	693	720	769	1,055
	要介護2	441	441	455	489	688
	要介護3	283	299	308	334	487
	要介護4	329	331	343	373	551
	要介護5	287	293	303	328	463
	要介護計	2,032	2,057	2,129	2,293	3,244
	計	3,070	3,125	3,237	3,473	4,759
認定率(高齢者に占める割合)		15.4%	15.5%	15.8%	16.4%	19.8%
第2号被保険者		77	76	76	76	63
合計		3,147	3,201	3,313	3,549	4,822

※各年10月1日時点での推計値

※推計値については、厚生労働省提供による「地域包括ケア『見える化システム』」により算出。

【認定者数の将来推計グラフ】



※各年10月1日時点

3 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域

日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域として介護保険法で規定されており、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される区域として、学校区などを単位として想定しています。

本市においては、圏域の設定が介護保険法に規定された「第 3 期介護保険事業計画（平成 18～20 年度）」より、小学校区を基本とした圏域を設定していました。しかし、高齢者人口の増加に伴い、圏域間のバランスが崩れ、一部の地域包括支援センターの業務負担が増大したことから、より適切な圏域のあり方について検討を進めた結果、高齢者人口や地域等の平準化を行うべく、第 6 期事業計画中の平成 28 年度より 3 カ所から 4 カ所へと日常生活圏域の見直しを行い、新たに中島・恵み野地域包括支援センターを設置しました。

恵庭市地域包括支援センター	担当地域
たよれーる ひがし (ひがし地域包括支援センター)	漁太 春日 中央 上山口 戸磯 和光町 黄金北 黄金南 黄金中央 相生町 緑町 住吉町 末広町 栄恵町 泉町 京町 漁町 福住町 新町 本町
たよれーる みなみ (みなみ地域包括支援センター)	有明町 大町 文京町 牧場 盤尻 桜森 恵央町 幸町 柏木町 美咲野 桜町 駒場町 白樺町 恵南
たよれーる きた (きた地域包括支援センター)	島松寿町 島松仲町 島松東町 島松本町 島松旭町 北島 島松沢 下島松 中島松 西島松 林田 穂栄 南島松 北柏木町 柏陽町
たよれーる 中島・恵み野 (中島・恵み野地域包括支援センター)	中島町 恵み野東 恵み野西 恵み野南 恵み野北 恵み野里美

3. 高齢者保健福祉の目標設定

3. 高齢者保健福祉の目標設定

1 第8期事業計画の基本理念と基本目標

介護保険制度の基本理念を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備します。

また、地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら令和7（2025）年や令和22（2040）年の介護需要、サービスの種類ごとの見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な制度とするため、第7期事業計画の成果を引き継ぐと共に中長期的な視点に立った計画とします。さらに、施策の達成状況については、適宜評価を行います。

基本理念

恵庭市に住む高齢者が、認知症や介護が必要な状態となっても、ともに支えあい安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築を目指します。

基本目標

基本理念の実現に向け、計画の基本目標は、次の5つを設定します。

I

地域における介護体制の充実

高齢者が適切な介護サービス等を利用しながら、地域で安心して生活が送れるよう介護サービス等の基盤整備と充実を図ります。

II

適切な介護保険事業の運営

介護等が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、適切な介護保険サービスを提供します。

III

社会参加・生きがいづくり活動の推進

高齢者が積極的に地域づくりに参加することができる、高齢者の社会参加・生きがいづくりの充実を図ります。

IV

恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進

住み慣れた地域において、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

V

認知症施策の推進

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるまちを目指します。

2 施策の体系

恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の体系と内容は次のとおりです。

基本 目標	重点 施 策		
	施 策 メ ニ ュ ー	主 な 取 組 み	
I 地域における介護体制の充実	1 介護サービスの基盤整備	【1】介護保険サービスの充実	1 居宅サービスの充実
			2 施設サービスの充実
			3 介護療養型医療施設から介護医療院への転換(★)
		【2】地域密着型サービスの基盤整備と充実	1 認知症対応型共同生活介護の整備
			2 看護小規模多機能型居宅介護の整備(★)
			3 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の整備
			4 認知症対応型通所介護の整備
		【3】高齢者の居住安定に係る施策との連携	1 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況の把握(★)
			2 有料老人ホーム等への指導監督
	3 住まいと生活支援の一体的実施		
	2 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進	【1】介護予防・日常生活支援総合事業の充実	1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
			2 通所型サービス(第1号通所事業)の推進
			3 訪問型サービス(第1号訪問事業)の推進
			4 その他の生活支援サービスの推進
			5 介護予防ケアマネジメントの推進
		【2】包括的支援事業・任意事業の推進	1 生活支援体制整備事業の充実
			2 家族介護支援事業の推進
	3 介護保険サービスの質の向上・推進	【1】ケアマネジメント機能の強化	1 介護支援専門員に対する支援と連携
1 恵庭市指定介護老人福祉施設等入所指針の推進			
【2】介護サービスの質の向上・推進		2 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の実地指導の実施	
		3 地域密着型サービス事業所の運営状況の点検	

※(★)は第8期事業計画で取り組む新規事業。下線は重点的に取り組む事業。(既存事業含む)

3. 高齢者保健福祉の目標設定

基本 目標	重点施策		
	施策メニュー	主な取組み	
Ⅰ 地域における介護体制の充実	【3】人材の確保及び資質の向上	1 介護人材の確保と育成	
		<u>2 業務効率化・質の向上に資する事業の推進（★）</u>	
	4 災害や感染症発生時、 非常時における対応策	【1】災害への対策	1 <u>災害への対策（★）</u>
			2 福祉避難所（高齢者）（★）
	【2】健康危機への対応	1 平常時における健康危機への備え（★）	
		<u>2 健康危機の発生時の対応（★）</u>	
Ⅱ 適切な介護保険事業の運営	1 効果的・効率的な介護給付の推進	【1】介護保険料の軽減	<u>1 介護保険料の軽減</u>
		【2】介護保険サービス利用者負担の軽減	1 特定入所者介護サービス費の支給
	2 高額介護サービス費の支給		
	3 社会福祉法人による利用者負担の軽減		
	【3】介護給付適正化に向けた取り組み	1 要介護認定の適正化	
		<u>2 ケアプランの点検</u>	
		3 住宅改修等の点検	
		4 縦覧点検・医療情報との突合	
		5 介護給付費通知	
	Ⅲ 社会参加・生きがいづくり活動の推進	1 積極的な社会参加の推進	【1】地域活動等への積極的参加の推進
<u>2 老人憩の家等を拠点とした生きがい活動の推進</u>			
3 社会福祉協議会との連携・強化			
<u>4 ボランティア活動の推進</u>			
5 福祉バスの運行			
6 生涯学習・文化活動・スポーツ活動等の促進			
【2】就労支援		1 就労情報の提供や就労機会の促進	
【3】高齢化に対する意識啓発活動の推進		1 超高齢社会についての広報啓発活動の推進	
		2 敬老祝品贈呈事業の推進	

※（★）は第8期事業計画で取り組む新規事業。下線は重点的に取り組む事業。（既存事業含む）

3. 高齢者保健福祉の目標設定

基本 目標	重 点 施 策		
	施 策 メ ニ ュ ー	主 な 取 組 み	
IV 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進	1 地域ケア体制の促進	【1】在宅医療・介護連携の推進	1 在宅医療・介護連携推進事業の充実
		【2】地域包括支援センター機能の充実と体制の強化	1 総合相談支援事業の推進
			2 介護予防ケアマネジメント事業の推進
			3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進
			4 権利擁護事業の推進
			5 地域包括支援センター連絡会議の充実
		【3】情報発信等の充実	1 情報発信等の充実
		【4】地域における見守り、支えあいの推進	1 社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動や地域の自主事業の推進
			2 民生委員児童委員、地区民生委員児童委員協議会との連携・強化
			3 町内会・自治会との連携・強化
	4 地域密着型サービス事業者における運営推進会議の推進		
	【5】高齢者虐待防止の取組み	1 高齢者虐待に関する早期発見・早期解消の取組み	
	【6】権利擁護施策の推進	1 成年後見制度の普及・啓発	
		2 成年後見制度利用支援事業の推進	
	【7】地域ケア会議の推進	1 地域ケア会議の実施	
	【8】包括的な相談支援体制の構築	1 包括的な相談支援体制の構築（★）	
	2 介護予防と健康・元気づくりの推進	【1】一般介護予防事業の推進	1 訪問相談活動の推進
			2 健康づくり・介護予防の普及啓発の促進
3 介護予防に資する住民主体の通いの場の拡充			
4 データを活用した健康づくり・介護予防事業の推進			

※（★）は第8期事業計画で取り組む新規事業。下線は重点的に取り組む事業。（既存事業含む）

3. 高齢者保健福祉の目標設定

基本 目標	重点施策			
	施策メニュー	主な取り組み		
IV 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進	2 介護予防と健康・元気づくりの推進	【2】保健事業の推進	1 特定健診・健康診査・保健指導の実施	
			2 脳ドック受診費用の助成	
			3 がん検診事業の実施	
			4 肝炎ウイルス検査の実施	
			5 予防接種の実施	
			6 歯科健康診査の実施	
			7 低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防の実施	
			8 健康教育・健康相談の充実	
			9 歩くことを通した健康づくり	
		【3】保健事業と介護予防の一体的実施の推進	1 保健事業と介護予防の一体的実施の推進(★)	
		【4】自立支援・重度化防止の推進	1 リハビリテーションや就労的活動の推進(★)	
			2 保険者機能強化推進交付金等の活用(★)	
		3 地域生活を支える環境整備の推進	【1】安全・安心なまちづくりの推進	1 高齢者向け住宅の推進
				2 応急手当の普及推進
				3 防犯活動の推進
				4 消費者被害の防止
				5 交通安全対策の推進
				6 福祉のまちづくりの推進
		【2】生活支援サービスの充実	1 養護老人ホーム入所措置の実施	
	2 外出支援サービス事業の推進			
	3 除雪サービス事業の推進			
	4 緊急通報サービス事業の推進			
	5 訪問理美容サービス事業の推進			
	6 配食サービスの充実			
	7 安否確認・見守り体制の強化			
	8 救急医療情報キット事業の推進			
	9 有償ボランティア事業の推進(★)			
	10 買物支援と高齢者保健相談の連携(★)			

※ (★) は第 8 期事業計画で取り組む新規事業。下線は重点的に取り組む事業。(既存事業含む)

基本 目標	重点施策		
	施策メニュー	主な取組み	
V 認知症施策の推進	1 認知症施策の充実	【1】普及啓発	1 認知症に関する理解促進 2 相談先の周知
		【2】予防	1 認知症予防に資する可能性のある活動の推進
	【3】医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	1 早期発見・早期対応の整備	
		2 認知症の方の介護者の負担軽減の推進	
	【4】認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援	1 認知症バリアフリーの推進（★）	
		2 社会参加支援（★）	

※（★）は第8期事業計画で取り組む新規事業。下線は重点的に取り組む事業。（既存事業含む）

3 施策体系別計画

基本目標Ⅰ 地域における介護体制の充実

重点施策1 介護サービスの基盤整備

在宅サービスの充実を図る観点から、必要なサービス量の見込みを定めることが重要であり、特に在宅生活における必要なサービスに柔軟に対応しやすい地域密着型サービスについては、本市に在住する高齢者を対象としたサービスであるため、高齢者が中重度の要介護状態となっても居宅で生活を送ることができる欠かせない基盤です。

第8期事業計画では、令和7（2025）年や令和22（2040）年の将来人口や要介護者の推計等から導かれる介護保険サービス需要を見込み、また介護離職ゼロの実現に向けて、中長期的な視点に立ち、適切に基盤整備を進めることが重要であることから、高齢者が要支援・要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、介護サービスの基盤整備を計画的に推進します。

重点施策2 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進

在宅生活を支えるサービスの充実を図ることが、出来る限り在宅で生活することができる環境の整備につながることから、いつまでも健康で生きがいのある生活を送ることができるよう基盤整備やサービス提供体制の強化を推進します。

3. 高齢者保健福祉の目標設定

重点施策3 介護保険サービスの質の向上・推進

少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが不可欠であるため、地域における介護体制の充実に向けて、地域包括ケアシステムを支える観点からケアマネジメント機能の強化、適正な施設サービスの点検、また人材の育成や確保に係る事業を検討し、介護保険サービスの質の向上を図ります。

重点施策4 災害や感染症発生時、非常時における対応策

近年、増加している想定外の自然災害や、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応は、自力での避難が困難であったり、感染リスクが高い高齢者等にとっては、きわめて大きな課題です。本市では、これまでの経験を活かし、介護サービス事業所等と連携した対応により、非常時における支援体制の整備を推進します。

基本目標Ⅱ 適切な介護保険事業の運営

重点施策1 効果的・効率的な介護給付の推進

非課税世帯への負担軽減、社会福祉法人による利用者負担の軽減等に加えて、効果的・効率的な介護給付適正化に向けた取組みについて、「恵庭市介護給付適正化計画」に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱として、介護給付費の適正化を推進します。

基本目標Ⅲ 社会参加・生きがいづくり活動の推進

重点施策1 積極的な社会参加の推進

高齢者の多様性や自発性が尊重される社会を実現するため、高齢者が地域社会の中で豊かな経験と知識を活かし、積極的な役割を果たすことのできる地域社会づくりに努めます。

基本目標Ⅳ 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進

重点施策1 地域ケア体制の促進

高齢化が進展する中、地域の資源を有効に活用するためには、地域の実情に応じて、近隣市町村と連携した広域的取組みが重要です。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、限られた人材で医療・福祉サービスの質を確保しながら必要なケアを地域において行うことができるように業務の効率化に取り組むことに加えて、日々の業務を点検し、評価することで、地域ケア体制を促進します。

重点施策2 介護予防と健康・元気づくりの推進

高齢者が最後まで地域で自分らしく過ごすためには、介護予防と健康・元気づくりの取組みが重要です。本市では、高齢者が主体的に介護予防と健康・元気づくりに取り組めるよう、各種事業を推進します。また、大学や専門機関等と連携できる環境を整備し、個人情報取扱いに配慮した上で、客観的データを活用しながら、適宜事業内容の点検・評価を行いPDCAサイクルに沿った事業展開を行います。

重点施策3 地域生活を支える環境整備の推進

高齢者の生活を守る取組みを推進すると共に、高齢者の利便性に配慮したまちづくりを推進します。

基本目標Ⅴ 認知症施策の推進

重点施策1 認知症施策の充実

認知症は、誰もがなりうるものであり、家族や身近な方が認知症になることなどを含め、多くの方にとって身近なものとなっています。認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、本市では、令和元年度に国から示された認知症施策推進大綱に沿って、「共生」と「予防」を両輪として、以下に掲げる施策を推進します。

※「共生」とは、認知症の方が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症の有無に関わらず同じ社会でともに生きるという意味です。

※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

4. 地域密着型サービスの整備

4. 地域密着型サービスの整備

1 地域密着型サービスの基盤整備と充実

地域密着型サービスは、当該市町村の住民のみが利用できるサービスであり、市町村が指定・指導監督の権限を持ち、高齢者が中重度の要介護状態となっても居宅での生活を送れるようにするためのサービスです。本市では、市内に4つの日常生活圏域を設定しており、バランスのとれた地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めることを基本として、第8期事業計画期間中に以下の基盤整備を行います。

◆第8期事業計画期間中の基盤整備

基 盤	第 8 期		
	R3	R4	R5
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 36人(18人×2カ所)	公 募	サービス開始	
		公 募	サービス開始
看護小規模多機能型居宅介護 29人(1カ所)	公 募	サービス開始	
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム) 29人(1カ所)	公 募		サービス開始
認知症対応型通所介護	指定申請 → 指定決定 → サービス開始 ※認知症対応型通所介護は公募による指定ではなく、指定申請があれば審査を行い、指定します。		

※地域密着型介護老人福祉施設は、工事期間に1年以上かかることを想定していることから、令和3年度に公募を行い、令和5年度にサービス開始するスケジュールとしています。

◆市内の地域密着型サービス施設

○ 地域密着型介護老人福祉施設〈地域密着型特別養護老人ホーム〉（3カ所）（総定員：87床）

事業所名	定員
地域密着型特別養護老人ホーム 島松ふくろうの園	29床
地域密着型特別養護老人ホーム ふる里えにわ	29床
地域密着型特別養護老人ホーム 恵望園はなえにわ	29床

○ 小規模多機能型居宅介護（2カ所）（総定員：54人）

事業所名	定員
小規模多機能施設のりこハウス	29人（登録定員）
小規模多機能型居宅介護島松ふくろうの森	25人（登録定員）

○ 認知症対応型共同生活介護〈グループホーム〉（13カ所）（総定員：189人）

事業所名	定員	事業所名	定員
グループホームすずらんの家	9人	グループホームこもれびの家	18人
グループホームだんらん	18人	ニチイケアセンター恵庭	18人
グループホーム萌えにわ	18人	グループホームのりこハウス	9人
グループホーム恵風	9人	グループホームめぐみの	18人
ぐるーぷほーむ花いちもんめ	9人	グループホームあいある島松	18人
グループホームだんらんこがね	9人	けあビジョンホーム恵庭	18人
グループホーム北のくにから	18人		

○ 地域密着型通所介護（13カ所）（総定員：165人）

事業所名	定員	事業所名	定員
デイサービスきすな	10人	小規模デイサービス四季の葉	10人
リハビリ特化型デイサービスあがらふ 恵庭	18人	デイサービスおしゃべりサロン	18人
リハビリ専門デイサービスゆとりえ	10人	デイサービスBRIGHT 相生	16人
茶話本舗デイサービス恵庭	10人	リハビリサロンりぶら	10人
ラ・デュース桜町デイサービスセンター	10人	デイサービスセンターゆあみ茶屋恵庭	10人
デイサービスこころのはすね	10人	デイサービスセンターらいふてらす恵庭中島	18人
デイサービスセンターひすい	15人		

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1カ所）

事業所名	定員
イリーゼ恵庭定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター	—

5. 介護保険の費用の推計と保険料

5. 介護保険の費用の推計と保険料

1 保険給付費の見込み

1 第7期保険給付費等の実績（見込み）

第7期事業計画内における保険給付費の実績（見込み）は、次のとおり、合計約127億円となる見込みです。

（単位：千円）

第7期保険給付費等の実績と見込み	第7期			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3か年合計
(1) 居宅サービス				
訪問介護	156,841	140,465	123,763	421,069
訪問入浴介護	12,882	12,597	12,130	37,609
訪問看護	98,515	120,960	146,397	365,872
訪問リハビリテーション	16,040	16,328	11,000	43,368
居宅療養管理指導	20,585	21,735	24,555	66,875
通所介護	225,333	219,570	190,865	635,768
通所リハビリテーション	151,111	159,087	158,608	468,806
短期入所生活介護	63,741	61,812	50,067	175,620
短期入所療養介護（老健）	26,193	22,318	20,868	69,379
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
福祉用具貸与	98,672	101,153	103,376	303,201
特定福祉用具購入費	6,258	7,167	8,779	22,204
住宅改修費	22,664	22,116	29,930	74,710
居宅介護支援	156,836	165,491	170,156	492,483
特定施設入居者生活介護	208,570	261,527	380,043	850,140
計	1,264,241	1,332,326	1,430,537	4,027,104
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	22,821	23,521	48,408	94,750
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,082	729	0	2,811
小規模多機能型居宅介護	72,383	73,674	66,166	212,223
認知症対応型共同生活介護	437,049	477,610	547,518	1,462,177
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	240,866	247,467	258,061	746,394
看護小規模多機能型居宅介護	941	413	0	1,354
地域密着型通所介護	164,648	168,531	177,509	510,688
計	940,790	991,945	1,097,662	3,030,397
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	352,632	353,157	366,857	1,072,646
介護老人保健施設	662,985	688,853	716,554	2,068,392
介護医療院	6,105	14,929	59,194	80,228
介護療養型医療施設	171,045	189,305	202,024	562,374
計	1,192,767	1,246,244	1,344,629	3,783,640
保険給付費合計（（1）+（2）+（3））	3,397,798	3,570,515	3,872,828	10,841,141
(4) 特定入所者介護サービス費等給付額	132,995	129,950	134,576	397,521
(5) 高額介護サービス費等給付額	88,984	92,248	118,021	299,253
(6) 高額医療合算介護サービス費等給付額	12,464	14,022	16,180	42,666
(7) 算定対象審査支払手数料	3,247	3,517	3,565	10,329
(8) 地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業費	219,593	232,727	240,887	693,207
包括的支援事業・任意事業費	154,476	148,423	145,640	448,539
計	374,069	381,150	386,527	1,141,746
介護保険費等合計 （（1）+（2）+（3）+（4）+（5）+（6） +（7）+（8））	4,009,557	4,191,402	4,531,697	12,732,656

2 第8期保険給付費等の見込み

第8期事業計画内における保険給付費の見込みは、次のとおり、合計約148億円となる見込みです。

(単位：千円)

第8期保険給付費等の見込み		第8期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年合計
(1) 居宅サービス					
	訪問介護	113,735	115,746	118,298	347,779
	訪問入浴介護	11,347	11,267	11,267	33,881
	訪問看護	182,541	186,628	190,783	559,952
	訪問リハビリテーション	13,046	13,370	13,328	39,744
	居宅療養管理指導	26,279	27,069	27,615	80,963
	通所介護	191,641	188,333	190,125	570,099
	通所リハビリテーション	167,577	169,537	171,567	508,681
	短期入所生活介護	44,947	46,767	48,175	139,889
	短期入所療養介護（老健）	20,907	20,975	20,975	62,857
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
	福祉用具貸与	105,219	106,722	108,915	320,856
	特定福祉用具購入費	11,278	11,812	11,812	34,902
	住宅改修費	35,121	37,229	38,291	110,641
	居宅介護支援	173,135	176,216	179,206	528,557
	特定施設入居者生活介護	431,100	438,651	447,246	1,316,997
計		1,527,873	1,550,322	1,577,603	4,655,798
(2) 地域密着型サービス					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	50,481	50,481	50,481	151,443
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	22,417	23,504	23,504	69,425
	小規模多機能型居宅介護	74,463	77,184	77,184	228,831
	認知症対応型共同生活介護	568,758	601,890	677,078	1,847,726
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	263,813	263,813	336,655	864,281
	看護小規模多機能型居宅介護	0	59,183	73,690	132,873
	地域密着型通所介護	200,508	211,802	213,889	626,199
計		1,180,440	1,287,857	1,452,481	3,920,778
(3) 施設サービス					
	介護老人福祉施設	385,094	385,094	385,094	1,155,282
	介護老人保健施設	716,554	716,554	716,554	2,149,662
	介護医療院	59,194	59,194	59,194	177,582
	介護療養型医療施設	202,024	202,024	202,024	606,072
計		1,362,866	1,362,866	1,362,866	4,088,598
保険給付費合計（(1) + (2) + (3)）		4,071,179	4,201,045	4,392,950	12,665,174
(4) 特定入所者介護サービス費等給付額		124,512	117,428	121,542	363,482
(5) 高額介護サービス費等給付額		96,766	99,807	103,299	299,872
(6) 高額医療合算介護サービス費等給付額		13,808	14,336	14,838	42,982
(7) 算定対象審査支払手数料		3,597	3,735	3,866	11,198
(8) 地域支援事業費					
	介護予防・日常生活支援総合事業費	282,962	309,020	327,902	919,884
	包括的支援事業・任意事業費	155,921	155,921	155,921	467,763
計		438,883	464,941	483,823	1,387,647
介護保険費等合計 （(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8)）		4,748,745	4,901,292	5,120,318	14,770,355

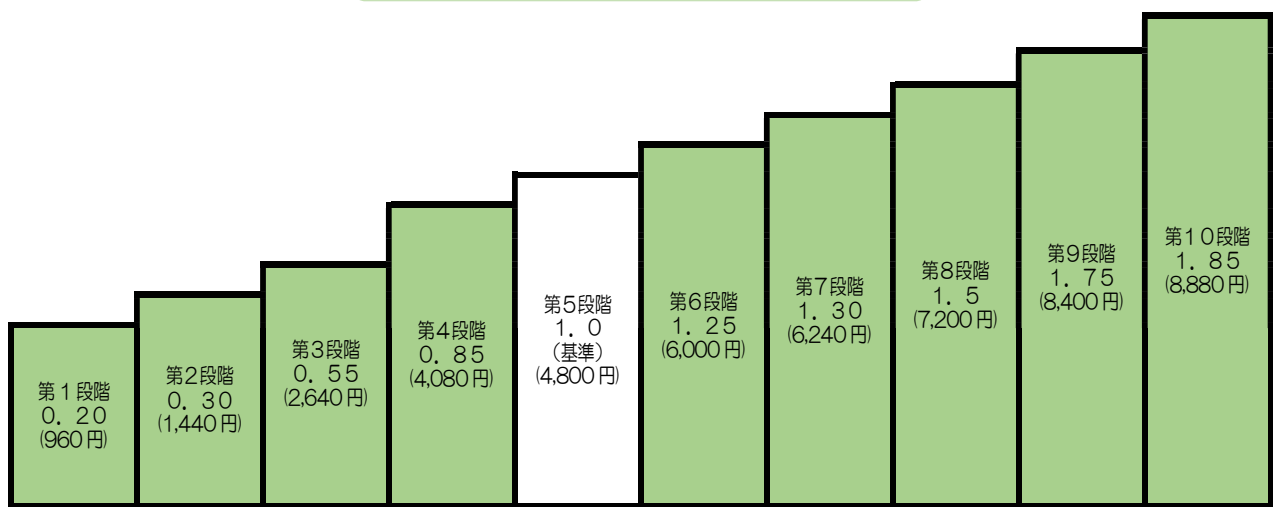
5. 介護保険の費用の推計と保険料

2 第1号被保険者の保険料設定

1 第8期事業計画における介護保険料段階及び保険料率について

介護保険料段階については、被保険者の所得水準に応じたきめ細やかな介護保険料段階を設定することとし、国が示した標準段階例や、本市のこれまでの介護保険料段階及び保険料率の設定状況を鑑みた設定を行うこととしています。第8期事業計画における介護保険料段階については、第7期事業計画より引き続き、低所得者に配慮したきめ細やかな所得段階を踏襲し、また、消費税増税等の社会情勢による影響に配慮し、市民の負担軽減に努めます。

【第8期介護保険料段階と負担割合】



本人非課税					本人課税					
非課税世帯等				本人非課税・課税世帯 年金十合計所得 80万円以下	本人非課税・課税世帯 年金十合計所得 80万円以上	120万未満	120万以上 200万未満	200万以上 300万未満	300万以上 400万未満	400万以上
生活保護受給者等	年金十合計所得 80万円以下	1年金十合計所得 200万円以下	1年金十合計所得 200万円以上							

【参考】保険料基準額の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円
全道平均	3,111円	3,514円	3,910円	3,984円	4,631円	5,134円	5,617円
恵庭市	3,100円	3,100円	3,100円	3,000円	3,800円	4,800円	4,800円

2 第1号被保険者の保険料

第8期保険料基準額の算定は以下のとおりです。

まず、今後3年間の介護保険費等合計額、地域支援事業費見込額の合計(A)に第1号被保険者負担割合(23%)を乗じて、第1号被保険者負担分相当額(B)を求めます。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差(C-D)を加算し、介護給付費準備基金取崩の額(E)を差し引き、保険料収納必要額(F)を求めます。

この保険料収納必要額(F)を予定保険料収納率(G)と被保険者数(H)、月数で割ったものが第1号被保険者の基準額(月額)となります。

(単位：円)

項目	金額(円)
介護保険費等合計額 + 地域支援事業費 合計(A)	14,770,354,110
第1号被保険者負担分相当額(B) = (A) × 23%	3,397,181,445
調整交付金相当額(C)	715,129,556
調整交付金見込額(D)	716,266,000
介護給付費準備基金取崩額(E) ※1	200,000,000
保険料収納必要額(F) = (B) + (C) - (D) - (E)	3,196,045,001
予定保険料収納率(G)	98.00%
所得段階別加入割合補正後被保険者数(H) ※2	57,654
介護保険料の必要額(月額) = {(B) + (C) - (D)} ÷ (G) ÷ (H) ÷ 12か月 (100円未満の端数は切り上げ)	5,100
介護保険料の基準額(保険料月額) = (F) ÷ (G) ÷ (H) ÷ 12か月 (100円未満の端数は切り上げ)	4,800

※1 介護給付費準備基金は、各市町村が毎年度の決算によって生じた余剰金の中から、65歳以上の被保険者の余剰金を積立てるために設置しています。もし、予想を超える介護給付費の増加で予算に不足が生じたときは、当該基金から不足額を繰入れます。

※2 第1号被保険者保険料に不足を生じないよう、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計(=所得段階別加入割合補正後被保険者数)を被保険者数とみなして基準額を算定します。

5. 介護保険の費用の推計と保険料

なお、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年度及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度の第1号被保険者の保険料（介護保険料基準額）の推計については、本計画期間の保険料の算定方法と同様（ただし、第1号被保険者の保険料負担割合については、令和7（2025）年度では23.4%、令和22（2040）年度では26.8%で算定）に介護保険費等合計の見込額、地域支援事業の費用見込額等から計算すると、次のとおり推計されます。

（単位：円）

項目	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護保険費等合計額 + 地域支援事業費(A)	5,544,269,727	7,296,851,081
第1号被保険者負担分相当額(B)	23.4% 1,297,359,116	26.8% 1,955,556,090
調整交付金相当額(C)	269,431,120	356,536,701
調整交付金見込額(D)	288,291,000	532,666,000
介護給付費準備基金(E)	-	-
保険料収納必要額(F)	1,278,499,236	1,779,426,791
予定保険料収納率(G)	98.00%	98.00%
所得段階加入割合補正後被保険者数(H)	20,190	22,898
介護保険料の必要額（月額）	5,400	6,700

※ 介護給付費準備基金の取り崩しは反映していません。

恵庭市保健福祉部 介護福祉課 相談窓口（☎33-3131 代表）

相談内容	市役所窓口	担当
介護保険サービスの給付に関する相談 介護保険料に関する相談	⑭番窓口	介護保険担当
介護保険事業計画などに関する相談	⑭番窓口	指導担当
福祉サービスに関する相談 生きがいづくりに関する相談 高齢者の健康づくり、介護予防に関する相談	⑮番窓口	生きがい対策担当
高齢者の介護や福祉等に関する相談 介護保険の要介護認定に関する相談	⑯番窓口	高齢者相談・ 介護認定担当

社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会（社協）

社協は、地域住民をはじめ、ボランティア、福祉施設・団体・グループなどの市民活動の支援を行っており、福祉の関係者や保健・医療・教育など、様々な分野の方々の参加・協力によって、安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指した活動を行っています。

主な事業内容	住所	電話番号
成年後見制度、ふれあいサロン事業、配食サービスなどの地域福祉事業、ボランティアセンター、生活支援コーディネーターの配置など	末広町 124 番地	☎33-9436

たよれーる（恵庭市地域包括支援センター）

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、たよれーるが市内に 4 ヲ所設置されています。たよれーるは、保健師や看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置され、地域の高齢者の介護や福祉等についての相談に対応し安心して暮らすことができるよう支援を行います。

名称	所在地	電話番号	対象地域
たよれーる ひがし	黄金南 5 丁目 11 番地の 4 (こがねデイサービスセンター内)	☎35-1071	● 漁太、春日、中央、上山口、戸磯、 ● 和光町、黄金北、黄金南、黄金中央、 ● 相生町、緑町、住吉町、末広町、 ● 栄恵町、泉町、京町、漁町、福住町、 ● 新町、本町
たよれーる みなみ	柏木町 429 番地の 6 (特別養護老人ホーム恵望園内)	☎35-1071	● 有明町、大町、文京町、牧場、盤尻、 ● 桜森、恵央町、幸町、柏木町、恵南 ● 美咲野、桜町、駒場町、白樺町、
たよれーる きた	島松本町 1 丁目 11 番 1 号 (市立図書館島松分館向かい)	☎35-1071	● 島松寿町、島松仲町、島松東町、 ● 島松本町、島松旭町、北島、島松沢、 ● 下島松、中島松、西島松、林田、穂栄、 ● 南島松、北柏木町、柏陽町
たよれーる 中島・恵み野	恵み野西 2 丁目 3 番地 10 (シャロームめぐみの内)	☎35-1071	● 中島町、恵み野東、恵み野西、 ● 恵み野南、恵み野北、恵み野里美

第8期
(令和3年度 ～ 令和5年度)
恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画
【概要版】

令和3年3月
発行：北海道恵庭市
編集：恵庭市保健福祉部介護福祉課
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
TEL：0123-33-3131（代表）
FAX：0123-39-2715
E-MAIL：kaigofukushi@city.eniwa.hokkaido.jp